

那須町道路整備指針

平成 2 3 年 2 月

建設課

那 須 町 道 路 整 備 指 針

1 策定の目的

那須町では、「緑と活気にあふれ心ふれあうまち」の実現を目指し、「第6次那須町振興計画～ハートフル那須プラン～後期振興計画」（平成23年度から平成27年度）・「第2章：人が行き交いふれあうまち」・「第1節：道づくりと交通政策」・「**1**：那須の道づくり」の着実な推進を目指し、これまで以上に事業の「選択と集中」に努めるため、『那須町道路整備指針（以下「指針」という。）』を定める。

なお、町民や関係団体等からの要望等による生活道路の整備を行う上で、社会基盤としての適正な道路の評価を行い、整備の優先順位を明確にしつつ、安全・安心で効果的かつ効率的に進めることを目的とする。

2 指針の基本的な考え方

- (1) 道路整備の必要性（交通量・混雑度、通学路、ボトルネック状態）
- (2) 道路整備の重要性（道路のネットワーク、防災機能）
- (3) 道路整備の緊急性（事故・災害等）
- (4) 道路整備の効率性（費用対効果）

以上を考慮し、道路整備5カ年計画を別途定める。

※ 道路整備とは、道路新設及び道路改良、修繕等をいう。

3 指针对象期間

第6次那須町振興計画・後期基本計画期間（平成23年度～平成27年度）とし、必要に応じて見直しする。

4 道路整備要望等の基本的な要件

道路整備については、地域の特性を考慮しながら指針に基づき路線の優先度を判断し、道路の連絡性や地域間のアクセス、交通安全施設等の整備・充実を図ることが重要である。しかし、道路整備に当たっては関係者の協力が不可欠であり、用地の賛同や補償物件の了承は重要な課題であるため、要望等の際の必要条件として次の事項を設定する。

- (1) 道路新設及び道路改良については、地権者全員の用地協力が可能であり、速やかに町に所有権移転登記が出来ること。また、当該関係土地に所有権以外の権利設定がないこと。
- (2) (1)において、支障物件がある場合、道路線形との調整が可能であること。
- (3) 境界問題等が発生した場合、関係者で調整出来ること。

5 道路整備基準

本町における多くの町道は、地形的条件から建設コスト高、交通量が少なく費用対効果の問題などから、未だに多くの未改良区間が残されている。

しかし、地域の生活道路又は観光産業道路として重要な位置を占めていることから、安全・安心な道路整備が求められている。

そこで地域の実情に応じて、「道路法（道路構造令）」の幅広い運用により、日常の暮らしを支える生活道路「くらしの道」として柔軟かつ効果的な整備を推進する。

- (1) 道路新設については、基本的に道路構造令に基づくものとするが、原則として整備幅員は7 mを標準とし、両側側溝（7 m未満は片側側溝）とする。
- (2) 道路改良については、基本的に道路構造令に基づくものとするが、必要に応じて地域の実情に応じた交通機能を早期に確保するため、待避所、視距改良、路肩整備等の点的整備を優先とした1.5車線の整備を行う。なお、既設町道の側溝整備は、原則4 m以上の幅員とする。
- (3) 歩道については、小・中学校及び保育園等の公共施設が近隣にある場所を優先的に歩道又は歩道に準じ「安心歩行空間」の整備を行う。
- (4) 道路維持補修については、舗装の打ち換え又はオーバーレイ等による路面の舗装修繕や、路肩、側溝、交通安全施設等、維持管理上必要な整備を行う。

くらしの道整備イメージ

「那須町道路指針」の5道路整備基準に基づく「くらしの道整備」は、1車線改良・見通しの確保・待避所設置を組み合わせ整備することが特徴です。また、小中学校・保育園等の公共施設が近隣にある場合は、実情に即した歩道又は歩道に準じた「安心歩行空間」の整備を図ります。

